

## D B / S A の対比表 (火災防護設備)

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (D B 第 11 条) 【下線部は、相違箇所】 (第 11 条)	東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (S A 第 52 条) 【下線部は、相違箇所】 (第 52 条)	D B 第 11 条 / S A 第 52 条との対比
<p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p><u>設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なうおそれがないよう、火災防護上重要な機器等</u>を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講じる。①a 【11 条 1】</p> <p><u>発電用原子炉施設は、火災によりその安全性が損なわれることがないよう、適切な火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を講じる対象として重要度分類のクラス 1、クラス 2 及び安全評価上その機能を期待するクラス 3 に属する構築物、系統及び機器とする。</u></p> <p><u>火災防護上重要な機器等は、上記構築物、系統及び機器の中から原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための構築物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器とする。</u>①b 【11 条 2】</p> <p><u>原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な以下の機能を確保するための構築物、系統及び機器とする。</u>①c 【11 条 3】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①原子炉冷却材圧力バウンダリ機能</li> <li>②過剰反応度の印加防止機能</li> <li>③炉心形状の維持機能</li> <li>④原子炉の緊急停止機能</li> <li>⑤未臨界維持機能</li> <li>⑥原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能</li> <li>⑦原子炉停止後の除熱機能</li> <li>⑧炉心冷却機能</li> <li>⑨工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能</li> <li>⑩安全上特に重要な関連機能</li> <li>⑪安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能</li> <li>⑫事故時のプラント状態の把握機能</li> <li>⑬制御室外からの安全停止機能</li> </ul> <p><u>放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器は、</u></p>	<p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p><u>重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、重大事故等対処施設</u>を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講じる。①a 【52条1】</p>	<p>【火災防護対策を講じる対象の差異】</p> <p>D B : 火災防護上重要な機器等</p> <p>S A : 重大事故等対処施設</p> <p>【D B 特有の記載】</p> <p>D B : 火災防護上重要な機器等の説明</p> <p>【D B 特有の記載】</p> <p>D B : 火災防護審査基準の「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器」の詳細を記載</p> <p>【D B 特有の記載】</p>

## D B / S A の対比表 (火災防護設備)

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (D B 第 11 条) 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (S A 第 52 条) 【下線部は、相違箇所】	D B 第 11 条 / S A 第 52 条との対比
<p>発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な構築物、系統及び機器とする。①d【11条4】</p> <p>建屋等の火災区域は、耐火壁により囲まれ、他の区域と分離されている区域を、火災防護上重要な機器等の配置も考慮して設定する。【11条5】</p> <p>建屋内のうち、火災の影響軽減の対策が必要な、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要なコンクリート壁厚である 150 mm 以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により 3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁（耐火隔壁、貫通部シール、防火扉、防火ダンパー等）により隣接する他の火災区域と分離するように設定する。⑪c1, ⑪c2【11条6】</p> <p>火災区域又は火災区画のファンネルには、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として、煙等流入防止装置を設置する設計とする。⑪c3【11条7】</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、火災防護上重要な機器等を設置する区域を火災区域として設定する。①g【11条8】</p> <p>火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を系統分離等に応じて分割して設定する。①h【11条9】</p> <p>設定する火災区域及び火災区画に対して、以下に示す火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。①i【11条10】</p>	<p>建屋等の火災区域は、耐火壁により囲まれ、他の区域と分離されている区域を重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置も考慮して設定する。①b【52条2】</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、重大事故等対処施設を設置する区域を重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置を考慮するとともに、延焼防止を考慮した管理を踏まえて火災区域として設定する。①c【52条3】</p> <p>火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置等に応じて分割して設定する。①d【52条4】</p> <p>設定する火災区域及び火災区画に対して、以下に示す火災の発生防止、火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。①e【52条5】</p>	<p>D B : 火災防護審査基準の「放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器」の詳細を記載</p> <p>【火災防護対策を講じる対象の差異】</p> <p>D B : 火災防護上重要な機器等 S A : 重大事故等対処施設</p> <p>D B : 影響軽減の対策が必要 S A : 影響軽減の対策を記載しない。</p> <p>【D B設計方針の適用による差異】</p> <p>S A : 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針適用しているため記載しない。</p> <p>【火災防護対策を講じる対象の差異、管理による対策の差異】</p> <p>D B : 火災防護上重要な機器等 屋外の火災区域は延焼防止を考慮した管理の実施 S A : 重大事故等対処施設</p> <p>D B : 系統分離等に応じて S A : 重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置等に応じて</p> <p>【火災防護対策の差異】</p> <p>D B : 火災の発生防止、感知及び消火、火災の影響軽減 S A : 火災の発生防止、感知及び消火</p>

## D B / S A の対比表 (火災防護設備)

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (D B 第 11 条) 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (S A 第 52 条) 【下線部は、相違箇所】	D B 第 11 条 / S A 第 52 条との対比
<p><u>発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等</u>は、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火<u>並びに火災の影響軽減の 3 つの</u>深層防護の概念に基づき、必要な運用管理を含む火災防護対策を講じることを保安規定に定め、管理する。①j 【11 条 11】</p> <p>(1) 火災発生防止 a. 火災の発生防止対策② 火災の発生防止における発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止対策は、火災区域内に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備並びに水素を内包する設備を対象とする。③a 【11 条 12】</p> <p>潤滑油又は燃料油を内包する設備は、溶接構造、シール構造の採用による漏えいの防止対策を講じるとともに、堰等を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とし、潤滑油又は燃料油を内包する設備と発電用原子炉施設の<u>火災防護上重要な機器等</u>は、壁等の設置及び離隔による配置上の考慮を行う設計とする。③c1, ③e1 【11 条 13】</p> <p>潤滑油又は燃料油を内包する設備がある火災区域の建屋等は、火災の発生を防止するために、空調機器による機械換気を行う設計とする。③d1 【11 条 14】</p> <p>潤滑油又は燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一定時間の運転に必要な量にとどめる設計とする。③f1 【11 条 15】</p> <p><u>火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である水素を内包する設備</u>は、溶接構造等による水素の漏えいを防止する設計とする。</p> <p><u>水素を内包する設備のうち気体廃棄物処理設備及び発電機水素ガス冷却設備の配管等は雰囲気への水素の漏えいを考慮した溶接構造とし、弁グランド部から雰囲気への水素漏えいの可能性のある弁は、雰囲気への水素の漏えいを考慮しベローズ弁等を用いて防爆の対策を行う設計とし、水素を内包する設備の火災により、<u>発電用原子炉施設の安全機能</u>を損なわないよう、壁等の設置による配置上の考慮を行う設計とする。③c2 【11 条 16】</u></p>	<p>発電用原子炉施設の<u>重大事故等対処施設について</u>は、火災の発生防止、火災の感知及び消火の深層防護の概念に基づき、必要な運用管理を含む火災防護対策を講じることを保安規定に定め、管理する。①f 【52 条 6】</p> <p>(1) 火災発生防止 a. 火災の発生防止対策② 火災発生防止における発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止対策は、火災区域内に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備並びに水素を内包する設備を対象とする。③a1 【52 条 7】</p> <p>潤滑油又は燃料油を内包する設備は、溶接構造、シール構造の採用による漏えいの防止対策を講じるとともに、堰等を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とし、潤滑油又は燃料油を内包する設備と<u>重大事故等対処施設</u>は、壁等の設置及び離隔による配置上の考慮を行う設計とする。③c1, ③c2, ③j1 【52 条 8】</p> <p>潤滑油又は燃料油を内包する設備がある火災区域の建屋等は、火災の発生を防止するために、空調機器による機械換気を行う設計とする。③d1 【52 条 9】</p> <p>潤滑油又は燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一定時間の運転に必要な量にとどめる設計とする。③e1 【52 条 10】</p> <p>火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である水素を内包する設備は、溶接構造等による水素の漏えいを防止する設計とする。③f 【52 条 11】</p> <p>水素を内包する設備の火災により、<u>重大事故等に対処する機能</u>を損なわないよう、<u>水素を内包する設備と重大事故等対処施設は、壁等の設置による配置上の考慮を行う設計とする</u>。③g 【52 条 12】</p>	<p>【火災防護対策の差異による運用管理の差異】 D B : 火災の発生防止、感知及び消火、火災の影響軽減 S A : 火災の発生防止、感知及び消火</p> <p>【火災防護対策を講じる対象の差異】 D B : 火災防護上重要な機器等 S A : 重大事故等対処施設</p> <p>【D B 特有の記載】 D B : D B 設備である気体廃棄物処理系及び発電機水素ガス冷却設備の配管に対する「防爆」の詳細を記載 S A : 上記設備は、S A 設備でないため、記載がない。</p> <p>【火災防護対策を講じる対象の差異】 D B : 火災防護上重要な機器等 S A : 重大事故等対処施設</p>

## D B / S A の対比表（火災防護設備）

東二工事計画認可申請書 基本設計方針（D B 第 11 条） 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針（S A 第 52 条） 【下線部は、相違箇所】	D B 第 11 条 / S A 第 52 条との対比
<p>水素を内包する設備である蓄電池、<u>気体廃棄物処理設備、発電機水素ガス冷却設備</u>及び水素ボンベを設置する火災区域又は火災区画は、火災の発生を防止するために、非常用電源又は常用電源から給電される送風機及び排風機による機械換気により換気を行うことにより水素濃度を燃焼限界濃度以下とするように設計する。③d2 【11 条 17】</p> <p><u>水素ボンベは、運転上必要な量のみを使用する設備ごとに貯蔵する設計とする。③f2 また、通常時は元弁を開とする運用とする。③e4 【11 条 18】</u></p> <p>火災の発生防止における水素漏えい検知は、蓄電池室の上部に水素濃度検出器を設置し、設定濃度にて中央制御室に警報を発する設計とする。②a 【11 条 19】</p> <p><u>蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央制御室に警報を発報する設計とし、③g 直流開閉装置やインバータは設置しない設計とする。③h【11 条 20】</u></p> <p><u>放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備において、冷却が必要な崩壊熱が発生し、火災事象に至るような放射性廃棄物を貯蔵しない設計とする。また、放射性物質を含んだ使用済イオン交換樹脂、チャコールフィルタ、HEPA フィルタは、固体廃棄物として処理を行うまでの間、金属容器や不燃シートに包んで保管する設計とする。②b 【11 条 21】</u></p> <p><u>火災の発生防止のため、火災区域において有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とし、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、使用する作業場所において、換気、通風、拡散の措置を行うとともに、建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計と</u></p>	<p>水素を内包する設備である蓄電池及び水素ボンベを設置する火災区域又は火災区画は、火災の発生を防止するために、非常用電源又は常用電源から給電される送風機及び排風機による機械換気により換気を行うことにより水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。③h 【52条13】</p> <p><u>特に、重大事故等対処施設である緊急用 125 V 系蓄電池を設置する火災区域は、常設代替高圧電源装置からも給電できる緊急用母線に接続される耐震 S クラス又は基準地震動 S g に対して機能維持可能な設計とする排風機による機械換気を行うことにより水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。③i 【52 条 14】</u></p> <p>火災の発生防止における水素漏えい検知は、蓄電池室の上部に水素濃度検出器を設置し、設定濃度にて中央制御室に警報を発する設計とする。②a 【52 条 15】</p>	<p><b>【D B と S A の設備による差異】</b> D B : 蓄電池、気体廃棄物処理設備、発電機水素ガス設備、水素ボンベ S A : 蓄電池、水素ボンベ</p> <p>S A : 特記すべき設備について記述を追加</p> <p><b>【D B 設計方針の適用による差異】</b> S A : 水素ボンベの通常閉運用は、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針適用しているため記載しない。</p> <p><b>【D B 設計方針の適用による差異】</b> S A : 個別留意事項については、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針適用しているため記載しない。</p> <p><b>【D B 設計方針の適用による差異】</b> S A : 個別留意事項については、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針適用しているため記載しない。</p> <p><b>【D B 設計方針の適用による差異】</b> S A : 個別留意事項については、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針適用しているため記載しない。</p>

## D B / S A の対比表 (火災防護設備)

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (D B 第 11 条) 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (S A 第 52 条) 【下線部は、相違箇所】	D B 第 11 条 / S A 第 52 条との対比
<p><u>する。</u> ②c 【11 条 22】</p> <p><u>火災の発生防止のため、火災区域には、可燃性の微粉を発生する設備や、金属粉や布による研磨機のように静電気が溜まるおそれがある設備を設置しない設計とする。</u> ②e 【11 条 23】</p> <p><u>火災の発生防止のため、発火源への対策として、設備を金属製の筐体内に収納する等の対策を行い、設備外部に出た火花が発火源となる設備を設置しない設計とし、高温となる設備は、高温部分を保温材で覆うことにより、可燃性物質との接触防止や潤滑油等可燃物の過熱防止を行う設計とする。</u> ②f 【11 条 24】</p> <p><u>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、過電流による過熱や焼損を防止するために、保護继電器、遮断器により、故障回路を早期に遮断する設計とする。</u> ②g 【11 条 25】</p> <p><u>電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。</u> ②h 【11 条 26】</p> <p>火災の発生防止のため、放射線分解により水素が発生する火災区域又は火災区域における、水素の蓄積防止対策としては、社団法人火力原子力発電技術協会「BWR 配管における混合ガス(水素・酸素)蓄積防止に関するガイドライン(平成 17 年 10 月)」等に基づき、原子炉の安全性を損なうおそれがある場合には水素の蓄積を防止する設計とする。⑥, ⑦ 【11 条 27】</p> <p>b. 不燃性材料又は難燃性材料の使用  <u>火災防護上重要な機器等</u>は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、<u>不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は</u>、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計、又は、<u>当該構築物、系統及び機器</u>の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合には、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の<u>火災防護上重要な機器等</u>において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。④f 【11 条 28】</p> <p><u>火災防護上重要な機器に使用するケーブルは、実証試験により自己消火</u></p>		<p><b>【D B 設計方針の適用による差異】</b>  S A : 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針適用しているため記載しない。</p> <p><b>【火災防護対策を講じる対象の差異】</b>  D B : 火災防護上重要な機器等  S A : 重大事故等対処施設</p> <p><b>【D B 特有の記載】</b></p>

## D B / S A の対比表 (火災防護設備)

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (D B 第 11 条) 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (S A 第 52 条) 【下線部は、相違箇所】	D B 第 11 条 / S A 第 52 条との対比
<p>性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。</p> <p><u>火災防護上重要な機器</u>に使用するケーブルのうち、実証試験により延焼性が確認できない非難燃ケーブルについては、難燃ケーブルに引き替えて使用する。ただし、ケーブル取り替え以外の措置によって、非難燃ケーブルを使用する場合は、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能を確保することを確認した上で使用する設計、又は当該ケーブルの火災に起因して他の<u>火災防護上重要な機器等</u>において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。④b 【11 条 29】</p> <p><u>火災防護上重要な機器等</u>のうち、機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保を考慮し、ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金属材料、又はコンクリートの不燃性材料を使用する設計とする。④a1</p> <p>ただし、配管のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるが、金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることのない設計とする。④a1 【11 条 30】</p> <p>金属に覆われたポンプ及び弁等の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器軸内部に設置される電気配線は、発火した場合でも、他の<u>火災防護上重要な機器等</u>に延焼しない設計とする。④a2 【11 条 31】</p> <p><u>火災防護上重要な機器等</u>に使用する保温材は、ロックウール、ガラス繊維、ケイ酸カルシウム、パーライト、金属等、平成 12 年建設省告示第 1400 号に定められたもの、又は建築基準法で不燃性材料として認められたものを使用する設計とする。④d 【11 条 32】</p> <p><u>火災防護上重要な機器等</u>を設置する建屋の内装材は、建築基準法で不燃性材料として認められたものを使用する設計とする。④e1 【11 条 33】</p> <p><u>ただし、管理区域の床に塗布されている耐放射線性のコーティング剤等は、不燃性材料であるコンクリート表面に塗布すること、難燃性が確認された塗料であること、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらないこ</u></p>	<p>及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。</p> <p><u>重大事故等対処施設</u>に使用するケーブルのうち、実証試験により延焼性が確認できない非難燃ケーブルについては、難燃ケーブルに引き替えて使用する。ただし、ケーブル取り替え以外の措置によって、非難燃ケーブルを使用する場合は、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能を確保することを確認した上で使用する設計、又は当該ケーブルの火災に起因して他の<u>火災防護上重要な機器等</u>において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。④b 【52 条 18】</p> <p><u>重大事故等対処施設を構成する構築物、系統及び機器</u>のうち、機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保を考慮し、ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金属材料又はコンクリートの不燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>ただし、配管のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるが、金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることのない設計とする。④a 【52条19】</p> <p>金属に覆われたポンプ及び弁等の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器軸内部に設置される電気配線は、発火した場合でも、他の<u>重大事故等対処施設及び設計基準事故対処設備を構成する構築物、系統及び機器</u>に延焼しない設計とする。④a 【52条20】</p>	<p>D B : 火災防護上重要な機器等 S A : 重大事故等対処施設</p> <p><b>【火災防護対策を講じる対象の差異】</b> D B : 火災防護上重要な機器等 S A : 重大事故等対処施設</p> <p><b>【火災防護対策を講じる対象の差異】</b> D B : 火災防護上重要な機器等 S A : 重大事故等対処施設</p> <p><b>【D B 設計方針の適用による差異】</b> S A : 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針適用しているため記載しない。</p> <p><b>【D B 設計方針の適用による差異】</b> S A : 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針適用しているため記載しない。</p> <p><b>【D B 設計方針の適用による差異】</b> S A : 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針適用しているため記載しない。</p>

## D B / S A の対比表（火災防護設備）

東二工事計画認可申請書 基本設計方針（D B 第 11 条） 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針（S A 第 52 条） 【下線部は、相違箇所】	D B 第 11 条 / S A 第 52 条との対比
<p><u>と、原子炉格納容器内を含む建屋内に設置する火災防護上重要な機器等には不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。</u>④e2</p> <p><u>また、中央制御室の床面は、防炎性能を有するカーペットを使用する設計とする。</u>④g【11 条 34】</p> <p><b>火災防護上重要な機器</b>に使用するケーブルには、実証試験により自己消火性(UL 垂直燃焼試験)及び延焼性(IEEE383(光ファイバケーブルの場合は IEEE1202)垂直トレイ燃焼試験)を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。【11 条 35】</p> <p>ただし、<b>火災防護上重要な機器</b>に使用するケーブルには、自己消火性を確認する <b>UL</b> 垂直燃焼試験は満足するが、延焼性を確認する IEEE383 垂直トレイ燃焼試験の要求を満足しない非難燃ケーブルがある。【11 条 36】</p> <p>したがって、非難燃ケーブルについては、原則、難燃ケーブルに引き替えて使用する設計とする。ただし、ケーブルの引き替えに伴い安全上の課題が生じる場合には、非難燃ケーブルを使用し、施工後の状態において、以下に示すように範囲を限定した上で、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能を確保できる代替措置（複合体）を施す設計とする。【11 条 37】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケーブルの引き替えに伴う課題が回避される範囲</li> <li>・難燃ケーブルと比較した場合に、火災リスクに有意な差がない範囲</li> </ul> <p>【11 条 38】</p> <p>(a) 複合体を形成する設計</p> <p>複合体は、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能を確保する設計とする。このため、複合体外部及び複合体内部の火災を想定した設計とする。</p> <p>また、複合体は、防火シートが与える化学的影響、複合体内部への熱の蓄積及び重量増加による耐震性への影響を考慮しても非難燃ケーブルの通電機能や絶縁機能及びケーブルトレイの耐震性低下により、ケーブル保持機能が損なわれないことを確認するとともに、施工後において、複合体の難燃性能を維持する上で、防火シートのずれ、隙間及び傷の範囲を考慮する設計とし、これらを実証試験により確認して使用する設計とする。使用的防火シートは耐寒性、耐水性、耐薬品性などの耐性に問題がないことを確認する。【11 条 39】</p> <p>イ. 複合体外部の火災を想定した場合の設計</p> <p>複合体は、外部の火災に対して、不燃材の防火シートにより外部からの</p>	<p><b>重大事故等対処施設</b>に使用するケーブルには、実証試験により自己消火性(UL 垂直燃焼試験)及び延焼性(IEEE383(光ファイバケーブルの場合は IEEE1202)垂直トレイ燃焼試験)を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。【52 条 21】</p> <p>ただし、<b>重大事故等対処施設</b>に使用するケーブルには、自己消火性を確認する <b>UL</b> 垂直燃焼試験は満足するが、延焼性を確認する IEEE383 垂直トレイ燃焼試験の要求を満足しない非難燃ケーブルがある。【52 条 22】</p> <p>したがって、非難燃ケーブルについては、原則、難燃ケーブルに引き替えて使用する設計とする。ただし、ケーブルの引き替えに伴い安全上の課題が生じる場合には、非難燃ケーブルを使用し、施工後の状態において、以下に示すように範囲を限定した上で、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能を確保できる代替措置（複合体）を施す設計とする。【52 条 23】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケーブルの引き替えに伴う課題が回避される範囲</li> <li>・難燃ケーブルと比較した場合に、火災リスクに有意な差がない範囲</li> </ul> <p>【52 条 24】</p> <p>(a) 複合体を形成する設計</p> <p>複合体は、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能を確保する設計とする。このため、複合体外部及び複合体内部の火災を想定した設計とする。</p> <p>また、複合体は、防火シートが与える化学的影響、複合体内部への熱の蓄積及び重量増加による耐震性への影響を考慮しても非難燃ケーブルの通電機能や絶縁機能及びケーブルトレイの耐震性低下により、ケーブル保持機能が損なわれないことを確認するとともに、施工後において、複合体の難燃性能を維持する上で、防火シートのずれ、隙間及び傷の範囲を考慮する設計とし、これらを実証試験により確認して使用する設計とする。使用的防火シートは耐寒性、耐水性、耐薬品性などの耐性に問題がないことを確認する。【52 条 25】</p> <p>イ. 複合体外部の火災を想定した場合の設計</p> <p>複合体は、外部の火災に対して、不燃材の防火シートにより外部からの</p>	<p>【火災防護対策を講じる対象の差異】</p> <p>D B : 火災防護上重要な機器等</p> <p>S A : 重大事故等対処施設</p>

## D B / S A の対比表（火災防護設備）

東二工事計画認可申請書 基本設計方針（D B 第 11 条） 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針（S A 第 52 条） 【下線部は、相違箇所】	D B 第 11 条 / S A 第 52 条との対比
<p>火炎を遮断し、直接ケーブルに火炎が当たり燃焼することを防止することにより、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能が確保できる設計とする。【11条 40】</p> <p>このため、複合体は、火炎を遮断するため、非難燃ケーブルが露出しないように非難燃ケーブル及びケーブルトレイを防火シートで覆い、その状態を維持するため結束ベルトで固定する設計とする。【11条 41】</p> <p>実証試験では、この設計の妥当性を確認するため、防火シートが遮炎性を有していること、その上で、複合体としては、延焼による損傷長が難燃ケーブルよりも短くなることを確認した上で使用する。【11条 42】</p> <p>ロ. 複合体内部の火災を想定した場合の設計</p> <p>複合体は、短絡又は地絡に起因する過電流により発火した内部の火災に対して、燃焼の3要素のうち、酸素量を抑制することにより、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能が確保できる設計とする。【11条 43】</p> <p>このため、複合体は、「イ. 複合体外部の火災を想定した場合の設計」に加え、複合体内部の延焼を燃え止まらせるため、ケーブルトレイが火災区画の境界となる壁、天井又は床を貫通する部分に耐火シールを処置し、延焼の可能性のあるケーブルトレイ設置方向にファイアストップを設置する設計とする。【11条 44】</p> <p>また、複合体内部の火炎が外部に露出しないようにするために、防火シート間を重ねて覆う設計とする。【11条 45】</p> <p>実証試験では、この設計の妥当性を確認するため、ケーブル単体の試験により自己消火性が確保できること、防火シートで複合体内部の酸素量を抑制することにより耐延焼性を確保できることを確認した上で使用する。【11条 46】</p> <p>ハ. 複合体外部の火災に対する難燃性能評価</p> <p>(イ) 自己消火性の確認</p> <p>複合体外部の火災に対する自己消火性については、不燃材の防火シートで火炎が遮られることから、ケーブルが発火する複合体内部の火災で確認する。【11条 47】</p> <p>(ロ) 耐延焼性の確認</p> <p>i. 防火シートの遮炎性の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火シートの遮炎性について、実機の火災荷重を考慮した防火シート</li> </ul>	<p>火炎を遮断し、直接ケーブルに火炎が当たり燃焼することを防止することにより、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能が確保できる設計とする。【52条 26】</p> <p>このため、複合体は、火炎を遮断するため、非難燃ケーブルが露出しないように非難燃ケーブル及びケーブルトレイを防火シートで覆い、その状態を維持するため結束ベルトで固定する設計とする。【52条 27】</p> <p>実証試験では、この設計の妥当性を確認するため、防火シートが遮炎性を有していること、その上で、複合体としては、延焼による損傷長が難燃ケーブルよりも短くなることを確認した上で使用する。【52条 28】</p> <p>ロ. 複合体内部の火災を想定した場合の設計</p> <p>複合体は、短絡又は地絡に起因する過電流により発火した内部の火災に対して、燃焼の3要素のうち、酸素量を抑制することにより、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能が確保できる設計とする。【52条 29】</p> <p>このため、複合体は、「イ. 複合体外部の火災を想定した場合の設計」に加え、複合体内部の延焼を燃え止まらせるため、ケーブルトレイが火災区画の境界となる壁、天井又は床を貫通する部分に耐火シールを処置し、延焼の可能性のあるケーブルトレイ設置方向にファイアストップを設置する設計とする。【52条 30】</p> <p>また、複合体内部の火炎が外部に露出しないようにするために、防火シート間を重ねて覆う設計とする。【52条 31】</p> <p>実証試験では、この設計の妥当性を確認するため、ケーブル単体の試験により自己消火性が確保できること、防火シートで複合体内部の酸素量を抑制することにより耐延焼性を確保できることを確認した上で使用する。【52条 32】</p> <p>ハ. 複合体外部の火災に対する難燃性能評価</p> <p>(イ) 自己消火性の確認</p> <p>複合体外部の火災に対する自己消火性については、不燃材の防火シートで火炎が遮られることから、ケーブルが発火する複合体内部の火災で確認する。【52条 33】</p> <p>(ロ) 耐延焼性の確認</p> <p>i. 防火シートの遮炎性の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火シートの遮炎性について、実機の火災荷重を考慮した防火シート</li> </ul>	

## D B / S A の対比表（火災防護設備）

東二工事計画認可申請書 基本設計方針（D B 第 11 条） 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針（S A 第 52 条） 【下線部は、相違箇所】	D B 第 11 条 / S A 第 52 条との対比
<p>の加熱試験（限界性能試験）を実施し、防火シートの損傷、火炎の噴出等が発生しない範囲の確認により遮炎性能を評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火シートの重ね部の遮炎性について、建築基準法の防火設備に求められる遮炎性試験を準拠して実施し、遮炎性を評価する。【11 条 48】</li> </ul> <p>ii. 難燃ケーブルと同等以上の耐延焼性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試験条件の考え方のフローに基づき選定された供試体について、難燃ケーブルの耐延焼性試験に燃焼条件を準拠させた試験を実施し、複合体内ケーブルの損傷長と難燃ケーブルの損傷長を比較評価する。</li> <li>・複合体構成品の組合せ（供試体の仕様）</li> <li>・試験条件（実機敷設状態を考慮した供試体との組み合わせ）【11 条 49】</li> </ul> <p>ニ. 複合体内部の火災に対する難燃性能評価</p> <p>(イ) 自己消火性の確認</p> <p>複合体内部の火災を想定した自己消火性の試験を実施し、複合体が自己消火することを確認する（保守的な条件として、燃焼の 3 要素である酸素の供給が防火シートで妨げられないように、非難燃ケーブル単体による自己消火性の試験で確認する）。【11 条 50】</p> <p>(ロ) 耐延焼性の確認</p> <p>i. 複合体の耐延焼性</p> <p>内部ケーブルをバーナで燃焼させる耐延焼性試験を実施し、バーナ停止後、複合体が燃え止まることを確認評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複合体構成品の組合せ（供試体の仕様）</li> <li>・試験条件（実機敷設状態を考慮した供試体との組み合わせ）【11 条 51】</li> </ul> <p>(ハ) 防火シートによる酸素量抑制空間の維持</p> <p>i. 過電流発火模擬試験による防火シートの健全性評価</p> <p>過電流火災は、導体が熱源となり絶縁体及びシースが加熱されて発生する可燃性ガスが発火温度に至り発火するため、この現象を導体に代えてマイクロヒーターで模擬し、ケーブルから発生する可燃性ガス及びケーブルからの発火により、防火シートに与える影響を確認し、外部からの酸素供給パスとなる防火シートの損傷がないことを評価する。【11 条 52】</p> <p>ホ. 複合体外部の火災及び複合体内部の火災の設計仕様</p> <p>複合体外部の火災及び複合体内部の火災の設計仕様を満足した防火シ一</p>	<p>の加熱試験（限界性能試験）を実施し、防火シートの損傷、火炎の噴出等が発生しない範囲の確認により遮炎性能を評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火シートの重ね部の遮炎性について、建築基準法の防火設備に求められる遮炎性試験を準拠して実施し、遮炎性を評価する。【52 条 34】</li> </ul> <p>ii. 難燃ケーブルと同等以上の耐延焼性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試験条件の考え方のフローに基づき選定された供試体について、難燃ケーブルの耐延焼性試験に燃焼条件を準拠させた試験を実施し、複合体内ケーブルの損傷長と難燃ケーブルの損傷長を比較評価する。</li> <li>・複合体構成品の組合せ（供試体の仕様）</li> <li>・試験条件（実機敷設状態を考慮した供試体との組み合わせ）【52 条 35】</li> </ul> <p>ニ. 複合体内部の火災に対する難燃性能評価</p> <p>(イ) 自己消火性の確認</p> <p>複合体内部の火災を想定した自己消火性の試験を実施し、複合体が自己消火することを確認する（保守的な条件として、燃焼の 3 要素である酸素の供給が防火シートで妨げられないように、非難燃ケーブル単体による自己消火性の試験で確認する）。【52 条 36】</p> <p>(ロ) 耐延焼性の確認</p> <p>i. 複合体の耐延焼性</p> <p>内部ケーブルをバーナで燃焼させる耐延焼性試験を実施し、バーナ停止後、複合体が燃え止まることを確認評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複合体構成品の組合せ（供試体の仕様）</li> <li>・試験条件（実機敷設状態を考慮した供試体との組み合わせ）【52 条 37】</li> </ul> <p>(ハ) 防火シートによる酸素量抑制空間の維持</p> <p>i. 過電流発火模擬試験による防火シートの健全性評価</p> <p>過電流火災は、導体が熱源となり絶縁体及びシースが加熱されて発生する可燃性ガスが発火温度に至り発火するため、この現象を導体に代えてマイクロヒーターで模擬し、ケーブルから発生する可燃性ガス及びケーブルからの発火により、防火シートに与える影響を確認し、外部からの酸素供給パスとなる防火シートの損傷がないことを評価する。【52 条 38】</p> <p>ホ. 複合体外部の火災及び複合体内部の火災の設計仕様</p> <p>複合体外部の火災及び複合体内部の火災の設計仕様を満足した防火シ一</p>	

## D B / S A の対比表 (火災防護設備)

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (D B 第 11 条) 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (S A 第 52 条) 【下線部は、相違箇所】	D B 第 11 条 / S A 第 52 条との対比
<p>トの施工ができるることを確認するものの、試験条件として保守的な条件を設定し、耐延焼性試験を実施する。【11 条 53】</p> <p>(イ) 複合体外部の火災に対する耐延焼性評価</p> <p>i. 保守的にファイアストッパ及び結束ベルト 1 箇所が脱落し、シート間にそれが生じてケーブルが露出した状態を模擬した耐延焼性試験を実施し、複合体が燃え止まることを確認する。【11 条 54】</p> <p>ii. 実機施工以降の工事等による機材の接触等の状況により防火シートに傷が発生する極端な状態を設定して耐延焼性試験を実施し、複合体がファイアストッパにて燃え止まることを確認する(防火シート間にケーブル露出を設定した試験で包絡)。【11 条 55】</p> <p>(ロ) 複合体内部の火災に対する耐延焼性評価</p> <p>i. 保守的にファイアストッパ及び結束ベルト 1 箇所が脱落し、シート間にそれが生じてケーブルが露出した状態を模擬した耐延焼性試験を実施し、複合体が燃え止まることを確認する。【11 条 56】</p> <p>ii. 実機施工以降の工事等による機材の接触等の状況により防火シートに傷が発生する極端な状態を設定して耐延焼性試験を実施し、複合体がファイアストッパにて燃え止まることを確認する(防火シート間にケーブル露出を設定した試験で包絡)。【11 条 57】</p> <p>ヘ. 複合体の設計上考慮すべき事項に関する確認項目 複合体を形成するにあたり複合体の難燃性能を確保するための耐性や、ケーブル及びケーブルトレイの持つ電気的機能及び機械的機能への影響を確認する。【11 条 58】</p> <p>(イ) 複合体としての難燃性能 複合体の難燃性能を確保するために必要な性能として、使用環境による防火シートの耐久性、外力(地震)からの耐性(被覆性)を確認する。【11 条 59】</p> <p>i. 耐久性(腐食、経年劣化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実機使用環境下における防火シート及び結束ベルトの耐性に問題ないことを確認する。</li> <li>・高温及び放射線環境下における防火シート及び結束ベルトの耐久性に問題ないことを確認する。【11 条 60】</li> </ul>	<p>トの施工ができるることを確認するものの、試験条件として保守的な条件を設定し、耐延焼性試験を実施する。【52 条 39】</p> <p>(イ) 複合体外部の火災に対する耐延焼性評価</p> <p>i. 保守的にファイアストッパ及び結束ベルト 1 箇所が脱落し、シート間にそれが生じてケーブルが露出した状態を模擬した耐延焼性試験を実施し、複合体が燃え止まることを確認する。【52 条 40】</p> <p>ii. 実機施工以降の工事等による機材の接触等の状況により防火シートに傷が発生する極端な状態を設定して耐延焼性試験を実施し、複合体がファイアストッパにて燃え止まることを確認する(防火シート間にケーブル露出を設定した試験で包絡)。【52 条 41】</p> <p>(ロ) 複合体内部の火災に対する耐延焼性評価</p> <p>i. 保守的にファイアストッパ及び結束ベルト 1 箇所が脱落し、シート間にそれが生じてケーブルが露出した状態を模擬した耐延焼性試験を実施し、複合体が燃え止まることを確認する。【52 条 42】</p> <p>ii. 実機施工以降の工事等による機材の接触等の状況により防火シートに傷が発生する極端な状態を設定して耐延焼性試験を実施し、複合体がファイアストッパにて燃え止まることを確認する(防火シート間にケーブル露出を設定した試験で包絡)。【52 条 43】</p> <p>ヘ. 複合体の設計上考慮すべき事項に関する確認項目 複合体を形成するにあたり複合体の難燃性能を確保するための耐性や、ケーブル及びケーブルトレイの持つ電気的機能及び機械的機能への影響を確認する。【52 条 44】</p> <p>(イ) 複合体としての難燃性能 複合体の難燃性能を確保するために必要な性能として、使用環境による防火シートの耐久性、外力(地震)からの耐性(被覆性)を確認する。【52 条 45】</p> <p>i. 耐久性(腐食、経年劣化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実機使用環境下における防火シート及び結束ベルトの耐性に問題ないことを確認する。</li> <li>・高温及び放射線環境下における防火シート及び結束ベルトの耐久性に問題ないことを確認する。【52 条 46】</li> </ul>	

## D B / S A の対比表（火災防護設備）

東二工事計画認可申請書 基本設計方針（D B 第 11 条） 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針（S A 第 52 条） 【下線部は、相違箇所】	D B 第 11 条 / S A 第 52 条との対比
<p>ii. 外力（地震）による健全性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>想定する外力（地震）で結束ベルトが外れないこと、ケーブルが露出しないこと及び垂直トレイではファイアストッパが外れないことを確認する。【11 条 61】</li> </ul> <p>(ロ) ケーブル及びケーブルトレイの保有機能</p> <p>複合体はケーブル及びケーブルトレイを防火シートで覆ったものであるため、防火シートがケーブル及びケーブルトレイの機能に与える影響が軽微であり、ケーブル及びケーブルトレイの許容範囲内であることを以下の項目により確認する。【11 条 62】</p> <p>i. 防火シートによる電気的機能への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ケーブルについては、電動機等の機器を動かすために必要となる電流を供給する機能である通電機能、電源盤から電動機等の機器間に印加される電圧により絶縁破壊するがないように絶縁体に求められる絶縁機能について問題ないか確認する。【11 条 63】</li> </ul> <p>ii. 防火シートによる機械的機能への影響確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ケーブル敷設時の摩擦や外部からの接触等により絶縁体に傷がつかないようにシースに求められる保護機能及びケーブルトレイに求められるケーブル保持機能について、防火シートによる影響がないかを確認する。【11 条 64】</li> </ul> <p>ト. 基本設計に関する確認項目</p> <p>設計目標を達成確認項目・方法に基づき満足するものが設計方針（基本設計）となる。また、実機施工に対する詳細設計及び施工管理の詳細については、確認結果を踏まえて設定する。【11 条 65】</p> <p>ここでは、詳細設計及び施工管理の詳細を設定するに先立ち、基本設計の目的である難燃性能を確保していること、及び施工性について確認する項目を以下に示す。【11 条 66】</p> <p>(イ) 複合体外部の火災</p> <p>i. 自己消火性の確認</p> <p>ii. 耐延焼性の確認</p> <p>iii. 複合体被覆となる防火シートの遮炎性の維持</p> <p>iv. 複合体難燃ケーブルと同等以上の耐延焼性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>複合体構成品の組合せ（供試体の仕様）</li> </ul>	<p>ii. 外力（地震）による健全性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>想定する外力（地震）で結束ベルトが外れないこと、ケーブルが露出しないこと及び垂直トレイではファイアストッパが外れないことを確認する。【52 条 47】</li> </ul> <p>(ロ) ケーブル及びケーブルトレイの保有機能</p> <p>複合体はケーブル及びケーブルトレイを防火シートで覆ったものであるため、防火シートがケーブル及びケーブルトレイの機能に与える影響が軽微であり、ケーブル及びケーブルトレイの許容範囲内であることを以下の項目により確認する。【52 条 48】</p> <p>i. 防火シートによる電気的機能への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ケーブルについては、電動機等の機器を動かすために必要となる電流を供給する機能である通電機能、電源盤から電動機等の機器間に印加される電圧により絶縁破壊するがないように絶縁体に求められる絶縁機能について問題ないか確認する。【52 条 49】</li> </ul> <p>ii. 防火シートによる機械的機能への影響確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ケーブル敷設時の摩擦や外部からの接触等により絶縁体に傷がつかないようにシースに求められる保護機能及びケーブルトレイに求められるケーブル保持機能について、防火シートによる影響がないかを確認する。【52 条 50】</li> </ul> <p>ト. 基本設計に関する確認項目</p> <p>設計目標を達成確認項目・方法に基づき満足するものが設計方針（基本設計）となる。また、実機施工に対する詳細設計及び施工管理の詳細については、確認結果を踏まえて設定する。【52 条 51】</p> <p>ここでは、詳細設計及び施工管理の詳細を設定するに先立ち、基本設計の目的である難燃性能を確保していること、及び施工性について確認する項目を以下に示す。【52 条 52】</p> <p>(イ) 複合体外部の火災</p> <p>i. 自己消火性の確認</p> <p>ii. 耐延焼性の確認</p> <p>iii. 複合体被覆となる防火シートの遮炎性の維持</p> <p>iv. 複合体難燃ケーブルと同等以上の耐延焼性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>複合体構成品の組合せ（供試体の仕様）</li> </ul>	

## D B / S A の対比表 (火災防護設備)

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (D B 第 11 条) 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (S A 第 52 条) 【下線部は、相違箇所】	D B 第 11 条 / S A 第 52 条との対比
<p>・試験条件（実機敷設状態を考慮した供試体との組合せ）【11条 67】</p> <p>(ロ) 複合体内部の火災</p> <p>i. 自己消火性の確認</p> <p>ii. 耐延焼性の確認</p> <p>iii. 複合体の耐延焼性</p> <p>iv. 防火シートによる酸素量抑制空間の維持</p> <p>・過電流発火模擬試験による防火シートの健全性評価【11条 68】</p> <p>(ハ) 代替措置の施工性の確認</p> <p>i. ケーブルトレイ形状における防火シートの施工性【11条 69】</p> <p>チ. その他詳細設計に係る確認項目</p> <p>基本設計として確認できた複合体について、実機への施工を考慮した詳細設計に係る確認項目として、基本設計としての難燃性能の確保、及び施工性以外の項目について、以下に示す。【11条 70】</p> <p>(イ) 難燃性能に対する設計余裕</p> <p>i. 想定外の不完全状態に対する耐延焼性の確保</p> <p>ii. 複合体外部の火災に対する耐延焼性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火シートのずれによりケーブル露出状態での確認</li> <li>・防火シートの傷によりケーブル露出状態での確認</li> </ul> <p>iii. 複合体内部の火災に対する耐延焼性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火シートのずれによりケーブル露出状態での確認</li> <li>・防火シートの傷によりケーブル露出状態での確認【11条 71】</li> </ul> <p>(ロ) ケーブル及びケーブルトレイの安全機能に係る設計の妥当性</p> <p>i. 防火シートによるケーブルへの影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通電機能</li> <li>・絶縁機能</li> <li>・化学的影響</li> </ul> <p>ii. 防火シートによるケーブルトレイへの影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学的影響</li> <li>・重量増加の影響【11条 72】</li> </ul>	<p>・試験条件（実機敷設状態を考慮した供試体との組合せ）【52条 53】</p> <p>(ロ) 複合体内部の火災</p> <p>i. 自己消火性の確認</p> <p>ii. 耐延焼性の確認</p> <p>iii. 複合体の耐延焼性</p> <p>iv. 防火シートによる酸素量抑制空間の維持</p> <p>・過電流発火模擬試験による防火シートの健全性評価【52条 54】</p> <p>(ハ) 代替措置の施工性の確認</p> <p>i. ケーブルトレイ形状における防火シートの施工性【52条 55】</p> <p>チ. その他詳細設計に係る確認項目</p> <p>基本設計として確認できた複合体について、実機への施工を考慮した詳細設計に係る確認項目として、基本設計としての難燃性能の確保、及び施工性以外の項目について、以下に示す。【52条 56】</p> <p>(イ) 難燃性能に対する設計余裕</p> <p>i. 想定外の不完全状態に対する耐延焼性の確保</p> <p>ii. 複合体外部の火災に対する耐延焼性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火シートのずれによりケーブル露出状態での確認</li> <li>・防火シートの傷によりケーブル露出状態での確認</li> </ul> <p>iii. 複合体内部の火災に対する耐延焼性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火シートのずれによりケーブル露出状態での確認</li> <li>・防火シートの傷によりケーブル露出状態での確認【52条 57】</li> </ul> <p>(ロ) ケーブル及びケーブルトレイの安全機能に係る設計の妥当性</p> <p>i. 防火シートによるケーブルへの影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通電機能</li> <li>・絶縁機能</li> <li>・化学的影響</li> </ul> <p>ii. 防火シートによるケーブルトレイへの影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学的影響</li> <li>・重量増加の影響【52条 58】</li> </ul>	

## D B / S A の対比表 (火災防護設備)

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (D B 第 11 条) 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (S A 第 52 条) 【下線部は、相違箇所】	D B 第 11 条 / S A 第 52 条との対比
(ハ) ケーブルトレイの実機設置状況を踏まえた代替措置の施工性の確認 i. 実機状況を踏まえた防火シートの施工性 (狭隘部、干渉部) 【11 条 73】	(ハ) ケーブルトレイの実機設置状況を踏まえた代替措置の施工性の確認 i. 実機状況を踏まえた防火シートの施工性 (狭隘部、干渉部) 【52 条 59】	
(b) 電線管に収納する設計  複合体とするケーブルトレイから <u>火災防護上重要な機器</u> に接続するために電線管で敷設される非難燃ケーブルは、火災を想定した場合にも延焼が発生しないように、電線管に収納するとともに、電線管の両端は電線管外部からの酸素供給防止を目的として、難燃性の耐熱シール材を処置する設計とする。④b 【11 条 74】	(b) 電線管に収納する設計  複合体とするケーブルトレイから <u>重大事故等対処施設</u> に接続するために電線管で敷設される非難燃ケーブルは、火災を想定した場合にも延焼が発生しないように、電線管に収納するとともに、電線管の両端は電線管外部からの酸素供給防止を目的として、難燃性の耐熱シール材を処置する設計とする。④b 【52 条 60】	<b>【火災防護対策を講じる対象の差異】</b> D B : 火災防護上重要な機器等 S A : 重大事故等対処施設
<u>火災防護上重要な機器等</u> のうち、換気空調設備のフィルタはチャコールフィルタを除き、「JIS L 1091(繊維製品の燃焼性試験方法)」又は「JACA No. 11A-2003(空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益社団法人 日本空気清浄協会))」を満足する難燃性材料を使用する設計とする。④c 【11 条 75】	<u>重大事故等対処施設</u> のうち、換気空調設備のフィルタはチャコールフィルタを除き、「JIS L 1091(繊維製品の燃焼性試験方法)」又は「JACA No. 11A-2003(空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益社団法人 日本空気清浄協会))」を満足する難燃性材料を使用する④c (11 条④c) 【52 条 61】	<b>【火災防護対策を講じる対象の差異】</b> D B : 火災防護上重要な機器等 S A : 重大事故等対処施設
<u>火災防護上重要な機器等</u> のうち、屋内の変圧器及び遮断器は、可燃性物質である絶縁油を内包していないものを使用する設計とする。④h 【11 条 76】	<u>重大事故等対処施設</u> のうち、屋内の変圧器及び遮断器は、可燃性物質である絶縁油を内包していないものを使用する設計とする。④g 【52 条 62】	<b>【火災防護対策を講じる対象の差異】</b> D B : 火災防護上重要な機器等 S A : 重大事故等対処施設
c. 自然現象による火災の発生防止  落雷によって、発電用原子炉施設内の構築物、系統及び機器に火災が発生しないように、避雷設備の設置及び接地網の敷設を行う設計とする。⑤a 【11 条 77】	c. 自然現象による火災の発生防止  落雷によって、発電用原子炉施設内の構築物、系統及び機器に火災が発生しないよう、避雷設備の設置及び接地網の敷設を行う設計とする。⑤a【52 条 63】	
<u>火災防護上重要な機器等</u> は、 <u>耐震クラス</u> に応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とともに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」に従い、耐震設計を行う設計とする。⑤b 【11 条 78】	<u>重大事故等対処施設</u> は、 <u>施設の区分</u> に応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とともに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」に従い、耐震設計を行う設計とする。⑤b 【52 条 64】	<b>【火災防護対策を講じる対象の差異】</b> D B : 火災防護上重要な機器等 耐震クラス S A : 重大事故等対処施設 施設の区分
(2) 火災の感知及び消火  火災の感知及び消火については、 <u>火災防護上重要な機器等</u> に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。⑧a 【11 条 79】	(2) 火災の感知及び消火  火災の感知及び消火については、 <u>重大事故等対処施設</u> に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。【52条65】	<b>【火災防護対策を講じる対象の差異】</b> D B : 火災防護上重要な機器等 S A : 重大事故等対処施設

## D B / S A の対比表（火災防護設備）

東二工事計画認可申請書 基本設計方針（D B 第 11 条） 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針（S A 第 52 条） 【下線部は、相違箇所】	D B 第 11 条 / S A 第 52 条との対比
<p>火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置された<u>火災防護上重要な機器等の耐震クラス</u>に応じて、地震に対して機能を維持できる設計とする。⑨a 【11 条 80】</p> <p>a. 火災感知設備</p> <p>火災感知設備の火災感知器は、環境条件や火災の性質を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の<u>火災防護上重要な機器等</u>の種類に応じ、火災を早期に感知できるように、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器の異なる種類の感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>ただし、発火性又は引火性の雰囲気を形成するおそれのある場所及び屋外等は、炎が発する赤外線又は紫外線を感知するため、炎が生じた時点で感知することができ、火災の早期感知が可能な非アナログ式の炎感知器や、火災区域又は火災区画の環境条件等により、非アナログ式の防爆型熱感知器及び防爆型煙感知器、非アナログ式の屋外仕様の炎感知器（赤外線方式）、放射線の影響を考慮した非アナログ式の熱感知器等を組み合わせて設置する設計とする。⑧b 【11 条 81】</p> <p>火災感知設備の火災受信機盤は中央制御室に設置し、火災感知設備の作動状況を常時監視できる設計とする。また、受信機盤は、構成されるアナログ式の受信機により、作動した火災感知器を 1 つずつ特定できる設計とする。⑧d, ⑧e 【11 条 82】</p> <p>火災感知設備は、<u>外部電源喪失時</u>においても火災の感知が可能となるよう蓄電池を設け、電源を確保する設計とする。<u>また、原子炉の高温停止及び低温停止に必要な構築物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器</u>を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備に供給する電源は、非常用電源より供給する設計とする。⑧c 【11 条 83】</p> <p><u>火災区域又は火災区画の火災感知設備は、凍結等の自然現象によっても、機能を保持する設計とする。</u>【11 条 84】</p> <p><u>屋外に設置する火災感知設備は、-20 ℃まで気温が低下しても使用可能な火災感知設備を設置する設計とする。</u>⑨b2 【11 条 85】</p>	<p>火災感知設備及び消火設備については、火災区域又は火災区画に設置された<u>重大事故等対処施設の区分</u>に応じて、地震に対して機能を維持できる設計とする。【52条66】</p> <p>a. 火災感知設備</p> <p>火災感知設備の火災感知器は、環境条件や火災の性質を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の<u>重大事故等対処施設</u>の種類に応じ、火災を早期に感知できるように、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器の異なる種類の感知器を組み合わせて設置する設計とする。⑧b</p> <p>ただし、発火性又は引火性の雰囲気を形成するおそれのある場所及び屋外等は、炎が発する赤外線又は紫外線を感知するため、炎が生じた時点で感知することができ、火災の早期感知が可能な非アナログ式の炎感知器や、火災区域又は火災区画の環境条件等により、非アナログ式の防爆型熱感知器及び防爆型煙感知器、非アナログ式の屋外仕様の炎感知器（赤外線方式）、放射線の影響を考慮した非アナログ式の熱感知器等を組み合わせて設置する設計とする。⑧b 【52 条 67】</p> <p>火災感知設備の火災受信機盤は中央制御室に設置し、火災感知設備の作動状況を常時監視できる設計とする。また、受信機盤は、構成されるアナログ式の受信機により、作動した火災感知器を 1 つずつ特定できる設計とする。（11 条⑧d, 11 条⑧e）【52 条 68】</p> <p>火災感知設備は、<u>全交流動力電源喪失時</u>においても火災の感知が可能となるよう蓄電池を設け、電源を確保する設計とする。<u>緊急時対策所建屋を除く重大事故等対処施設</u>を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備に供給する電源は、非常用電源<u>及び緊急用電源</u>より供給する設計とする。【52 条 69】</p>	<p>【火災防護対策を講じる対象の差異】</p> <p>D B : 火災防護上重要な機器等</p> <p>S A : 重大事故等対処施設</p> <p>【火災防護対策を講じる対象の差異】</p> <p>D B : 火災防護上重要な機器等</p> <p>S A : 重大事故等対処施設</p> <p>【火災防護対策を講じる対象の差異、D B と S A の仕様条件の差異】</p> <p>D B : 火災防護上重要な機器等</p> <p>外部電源において電源を確保</p> <p>S A : 重大事故等対処施設</p> <p>外部電源及び全交流動力電源喪失においても電源確保</p> <p>【D B 設計方針の適用による差異】</p> <p>S A : 「凍結防止対策」は、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針適用しているため記載しない。</p> <p>【D B 設計方針の適用による差異】</p> <p>S A : 「凍結防止対策」は、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針</p>

## D B / S A の対比表 (火災防護設備)

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (D B 第 11 条) 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (S A 第 52 条) 【下線部は、相違箇所】	D B 第 11 条 / S A 第 52 条との対比
b. 消火設備 <p><u>火災防護上重要な機器等</u>を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても、<u>原子炉を安全に停止させるための機能</u>を損なわない設計とする。また、設備の破損、誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても電気及び機械設備に影響を与えない設計とし、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置して消火を行う設計とする。火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならないところには、消火器で消火を行う設計とする。<u>⑩a, ⑩i, ⑩f</u> 【11 条 86】</p> <p>原子炉格納容器は、運転中は窒素に置換され火災は発生せず、内部に設置された火災防護上重要な機器等が火災により機能を損なうおそれはないことから、原子炉起動中並びに低温停止中の状態に対して措置を講じる設計とし、消火については、消火器又は消火栓を用いた消火ができる設計とする。火災の早期消火を図るために、原子炉格納容器内の消火活動の手順を定めて、自衛消防隊（運転員、消防隊）の訓練を実施する。<u>⑧j1, ⑧j2</u> 【11 条 87】</p> <p>中央制御室は、消火器で消火を行う設計とし、中央制御室制御盤内の火災については、電気機器への影響がない二酸化炭素消火器で消火を行う設計とする。また、中央制御室床下コンクリートピットについては、中央制御室からの手動操作により早期の起動も可能なハロゲン化物自動消火設備（局所）を設置する設計とする。<u>⑧k</u> 【11 条 88】</p> <p>c. 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、以下の設計を行う。<u>⑧</u> 【11 条 89】</p> <p>(a) 消火設備の消火剤の容量 イ. 消火設備の消火剤は、消防法施行規則に基づく容量を配備する設計とする。<u>⑧l1</u> 【11 条 90】</p>	b. 消火設備 <p><u>重大事故等対処施設</u>を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても、<u>重大事故等に対処するため必要な機能</u>を損なわない設計とする。また、設備の破損、誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても電気及び機械設備に影響を与えない設計とし、<u>⑧a</u> 【52 条 70】火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置して消火を行う設計とする。火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならないところには、消火器で消火を行う設計とする。<u>⑧b</u> 【52 条 71】</p> <p>原子炉格納容器内において火災が発生した場合、格納容器の空間体積(約 9,800 m<sup>3</sup>)に対してバージ用排風機の容量が 16,980 m<sup>3</sup>/h であることから、煙が充満しないため、消火活動が可能であることから、消火器又は消火栓を用いた消火ができる設計とする。<u>⑧d</u> 【52 条 72】</p> <p>c. 重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、以下の設計を行う。<u>【52 条 73】</u></p>	適用しているため記載しない。
		【火災防護対策を講じる対象の差異】 D B : 火災防護上重要な機器等, 原子炉を安全に停止させるための機能 S A : 重大事故等対処施設, 重大事故等に対処するために必要な機能
		【S Aは、D Bの説明に加えて、バージ用排風機による排気ができる設計を説明していることによる差異】 S A : D Bに加えて、バージ用排風機による排気の説明も補足した。
		【火災防護対策を講じる対象の差異】 D B : 影響軽減として、中央制御室制御盤及び中央制御室床下コンクリートピットの系統分離対策の設計を記載している。
		【火災防護対策を講じる対象の差異】 D B : 火災防護上重要な機器等 S A : 重大事故等対処施設
		【D B設計方針の適用による差異】 S A : 「消火剤の容量」は、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用しているため記載なし。

## D B / S A の対比表 (火災防護設備)

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (D B 第 11 条) 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (S A 第 52 条) 【下線部は、相違箇所】	D B 第 11 条 / S A 第 52 条との対比
<p>ロ. 消火用水供給系は、2時間の最大放水量を確保する設計とする。⑧12 【11条 91】</p> <p>ハ. 屋内、屋外の消火栓は、消防法施行令に基づく容量を確保する設計する。⑧q 【11条92】</p> <p>(b) 消火設備の系統構成</p> <p>イ. 消火用水供給系の多重性又は多様性</p> <p>消火用水供給系の水源は、屋内の火災区域又は火災区画用としては、ろ過水貯蔵タンク（東海、東海第二発電所共用）、多目的タンク（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））を設置し、構内（屋外）の火災区域用としては、原水タンク（東海、東海第二発電所共用）、多目的タンクを設置し多重性を有する設計とする。</p> <p>屋内及び構内（屋外）消火用水供給系の消火ポンプは、電動機駆動の消火ポンプ、ディーゼル駆動の消火ポンプをそれぞれ1台ずつ設置し、多様性を有する設計とする。⑧n1 【11条 93】</p> <p>ディーゼル駆動消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））及びディーゼル駆動構内消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用）の駆動用燃料は、それぞれディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンク（東海、東海第二発電所共用）及びディーゼル駆動構内消火ポンプ用燃料タンク（東海、東海第二発電所共用）に貯蔵する。⑧n1 【11条 94】</p> <p>ロ. 系統分離に応じた独立性</p> <p>原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物、系統及び機器の相互の系統分離を行うために設けられた火災区域又は火災区画に設置されるハロゲン化物自動消火設備（全域）及び二酸化炭素自動消火設備（全域）は以下に示すとおり、系統分離に応じた独立性を備えた設計とする。</p> <p>(イ) 動的機器である選択弁は多重化する。</p> <p>(ロ) 容器弁及びポンベを必要数より1つ以上多く設置する。⑧h 【11条 95】</p> <p>ハ. 水消火設備の優先供給</p> <p>消火用水供給系は、飲料水系や所内用水系等と共にする場合には、隔離</p>	<p>(b) 消火設備の系統構成</p> <p>イ. 系統分離に応じた独立性</p> <p>重大事故等対処施設は、重大事故に対処する機能と設計基準事故対処設備の安全機能が単一の火災によって同時に機能喪失しないよう、区分分離や位置的分散を図る設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設のある火災区域又は火災区画、及び設計基準事故対処設備のある火災区域又は火災区画に設置する全域ガス消火設備は、上記の区分分離や位置的分散に応じた独立性を備えた設計とする。⑧e【52条74】</p>	<p>【D B設計方針の適用による差異】</p> <p>S A :「最大放水量の確保」は、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用しているため記載なし。</p> <p>【D B設計方針の適用による差異】</p> <p>S A :「消火剤の容量」は、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用しているため記載なし。</p> <p>【D B設計方針の適用による差異】</p> <p>S A :「消火設備の系統構成」は、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用しているため記載なし。</p> <p>【S A特有の記載】</p> <p>S A設備：共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、区分分離や位置的分散を図る設計であることを記載。</p> <p>D B設備：系統分離に応じた独立性を備えた設計として、動的機器の多重化を図る設計であることを記載。</p> <p>【D B設計方針の適用による差異】</p> <p>S A :「水消火設備の優先供給」は、設計基準対象施設の火災防護に関する</p>

## D B ／ S A の対比表 (火災防護設備)

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (D B 第 11 条) 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (S A 第 52 条) 【下線部は、相違箇所】	D B 第 11 条／S A 第 52 条との対比
<p><u>弁を設置して遮断する措置により、消火用水の供給を優先する設計とする。</u></p> <p>⑧m 【11条96】</p> <p>(c) 消火設備の電源確保  <u>ディーゼル駆動の消火ポンプは、外部電源喪失時でもディーゼル機関を起動できるように蓄電池により電源を確保する設計とする。</u>⑧r1【11条 97】</p> <p><u>二酸化炭素自動消火設備（全域）、ハロゲン化物自動消火設備（全域）、ハロゲン化物自動消火設備（局所）（ケーブルトレイ用の消火設備は除く）</u>は、外部電源喪失時にも消火が可能となるように、<u>非常用電源から受電するとともに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池も設け</u>る設計とし、  ⑧r2 <u>ケーブルトレイ用のハロゲン化物自動消火設備（局所）は、作動に電源が不要な設計とする。</u>⑧r3【11条 98】</p> <p>(d) 消火設備の配置上の考慮  イ. 火災に対する二次的影響の考慮  <u>ハロゲン化物自動消火設備（全域）及び二酸化炭素自動消火設備（全域）消火設備のボンベ及び制御盤は、消火対象となる機器が設置されている火災区域又は火災区画と別の区画に設置し、火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように、ボンベに接続する安全弁によりボンベの過圧を防止する設計とする。</u>⑧s【11条 99】</p> <p><u>ハロゲン化物自動消火設備（全域）及び二酸化炭素自動消火設備（全域）は、電気絶縁性の高いガスを採用し、火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が、火災が発生していない火災防護上重要な機器等に影響を及ぼさない設計とする。</u>⑧s【11条 100】</p> <p><u>消火設備のボンベは、火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように、ボンベに接続する安全弁によりボンベの過圧を防止する設計とする。</u>⑧s【11条101】</p> <p><u>ハロゲン化物自動消火設備（局所）は、電気絶縁性の高いガスを採用するとともに、ケーブルトレイ消火設備及び電源盤・制御盤消火設備については、ケーブルトレイ内又は盤内に消火剤を留める設計とする。</u></p> <p><u>また、消火対象と十分に離れた位置にボンベ及び制御盤等を設置することで、火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が、火災が発生していない火災防護上重要な機器</u></p>	<p>(c) 消火設備の電源確保</p> <p><u>緊急時対策所の火災区域又は火災区画のハロゲン化物自動消火設備（全域）、二酸化炭素自動消火設備（全域）は、外部電源喪失時にも消火ができるよう、緊急時対策所用発電機から受電できる設計とするとともに、緊急時対策所用発電機からの電源が供給されるまでの間、設備の作動に必要な蓄電池を設け、電源を確保する設計とする。</u>⑧l【52条75】</p>	<p>基本方針を適用しているため記載なし。</p> <p><b>【D B 設計方針の適用による差異】</b>  S A：「消火設備の電源確保」は、一部、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用しているため記載なし。(S A特有は記載)</p> <p><b>【S A特有の記載】</b>  S A：緊急時対策所に設置する消火設備の電源確保に関する詳細</p> <p><b>【D B設計方針の適用による差異】</b>  S A：「火災に対する二次的影響の考慮」は、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用しているため記載なし。</p>

## D B / S A の対比表 (火災防護設備)

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (D B 第 11 条) 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (S A 第 52 条) 【下線部は、相違箇所】	D B 第 11 条 / S A 第 52 条との対比
<p>等に及ばない設計とする。⑧s 【11条102】</p> <p>ロ. 管理区域からの放出消火剤の流出防止 管理区域内で放出した消火剤は、放射性物質を含むおそれがあることから、管理区域外への流出を防止するため、管理区域と非管理区域の境界に堰等を設置するとともに、各フロアの建屋内排水系により液体廃棄物処理設備に回収し、処理する設計とする。⑧t 【11条103】</p> <p>ハ. 消火栓の配置 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火栓は、消防法施行令に準拠し、全ての火災区域の消火活動に対応できるように配置する設計とする。⑧o 【11条104】</p> <p>(e) 消火設備の警報 イ. 消火設備の故障警報 電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、ハロゲン化物自動消火設備（全域）等の消火設備は、電源断等の故障警報を中央制御室に吹鳴する設計とする。⑧u 【11条105】</p> <p>ロ. 固定式ガス消火設備等の職員退避警報 固定式ガス消火設備であるハロゲン化物自動消火設備（全域）及び二酸化炭素自動消火設備（全域）は、作動前に職員等の退出ができるように警報または音声警報を吹鳴する設計とする。⑧g 【11条106】</p> <p>(f) 消火設備に対する自然現象の考慮 イ. 凍結防止対策 屋外消火設備の配管は、保温材により配管内部の水が凍結しない設計とする。 屋外消火栓本体はすべて、凍結を防止するため、消火栓内部に水が溜まらないような構造とし、自動排水機構により通常は排水弁を通水状態、消防栓使用時は排水弁を閉にして放水する設計とする。⑧b1 【11条107】</p> <p>ロ. 風水害対策 消防用水供給系の消防設備を構成する電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプ等の機器は、風水害に対してその性能が著しく阻害されることがないよう、流れ込む水の影響を受けにくい建屋内に配置する設</p>		<p>【D B設計方針の適用による差異】 S A :「管理区域からの放出消火剤の流出防止」は、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用しているため記載なし。</p> <p>【D B設計方針の適用による差異】 S A :「消火栓の配置」は、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用しているため記載なし。</p> <p>【D B設計方針の適用による差異】 S A :「消火設備の故障警報」は、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用しているため記載なし。</p> <p>【D B設計方針の適用による差異】 S A :「固定式ガス消火設備等の職員退避警報」は、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用しているため記載なし。</p> <p>【D B設計方針の適用による差異】 S A :「凍結防止対策」は、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用しているため記載なし。</p> <p>【D B設計方針の適用による差異】 S A :「風水害対策」は、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用しているため記載なし。</p>

## D B / S A の対比表 (火災防護設備)

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (D B 第 11 条) 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (S A 第 52 条) 【下線部は、相違箇所】	D B 第 11 条 / S A 第 52 条との対比
<p>計とする。⑨c 【11 条 108】</p> <p>ハ. 地盤変位対策  <u>地震時における地盤変位対策としては、水消火配管のレイアウト、配管支持長さからフレキシビリティを考慮した配置とすることで、地盤変位による変形を配管系統全体で吸収する設計とする。さらに、屋外消火配管が破断した場合でも消防車を用いて屋内消火栓へ消防用水の供給ができるよう、建屋に給水接続口を設置する設計とする。</u>⑩d 【11 条 109】</p> <p>(g) その他</p> <p>イ. 移動式消火設備  <u>移動式消火設備は、恒設の消火設備の代替として消火ホース等の資機材を備え付けている移動式消火設備を 1 台（予備 1 台）配備する設計とする。</u>⑪p 【11 条 110】</p> <p>ロ. 消火用非常照明  <u>建屋内の消火栓、消火設備現場盤の設置場所及び設置場所までの経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、消防法で要求される消火継続時間 20 分に現場への移動等の時間(最大約 1 時間)も考慮し、12 時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。</u>⑫v 【11 条 111】</p> <p>ハ. ポンプ室の煙の排気対策  <u>火灾発生時の煙の充満により消火困難な場所には、消火活動によらなくとも迅速に消火できるように固定式消火設備を設置し、鎮火の確認のために運転員や消防隊員がポンプ室に入る場合については、再発火するおそれがあることから、十分に冷却時間を確保した上で可搬型排煙装置により換気する設計とする。</u>⑬w 【11 条 112】</p> <p>ニ. 使用済燃料貯蔵設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料乾式貯蔵設備  <u>使用済燃料貯蔵設備は、水中に設置されたラックに燃料を貯蔵することで未臨界性が確保される設計とする。</u>⑭x1 【11 条 113】  <u>新燃料貯蔵設備については、消火活動により消防用水が放水され、水に満たされた状態となっても未臨界性が確保される設計とする。</u>⑮x2 【11 条 114】  <u>使用済燃料乾式貯蔵設備は、使用済燃料を乾式で貯蔵する密封機能を有</u></p>		<p>【D B 設計方針の適用による差異】  S A :「地盤変位対策」は、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用しているため記載なし。</p> <p>【D B 設計方針の適用による差異】  S A :「移動式消火設備」は、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用しているため記載なし。</p> <p>【D B 設計方針の適用による差異】  S A :「消火用非常用照明」は、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用しているため記載なし。</p> <p>【D B 設計方針の適用による差異】  S A :「煙の排気対策」は、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用しているため記載なし。</p> <p>S A :「未臨界の確保」は、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用しているため記載なし。</p>

## D B / S A の対比表 (火災防護設備)

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (D B 第 11 条) 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (S A 第 52 条) 【下線部は、相違箇所】	D B 第 11 条 / S A 第 52 条との対比
<p>する容器であり、使用済燃料を収納後、内部を乾燥させ、不活性ガスを封入し貯蔵する設計であり、消火用水が放水されても容器内部に浸入することはない。<sup>⑧x3</sup> 【11 条 115】</p> <p>(3) 火災の影響軽減</p> <p>a. 火災の影響軽減対策</p> <p>火災の影響軽減対策の設計に当たり、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するため必要な機能、及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを火災防護対象機器等とする。<sup>⑪a</sup> 【11 条 116】</p> <p>火災が発生しても原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、手動操作に期待しても原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を少なくとも一つ確保するよう系統分離対策を講じる必要がある。<sup>⑪b</sup> 【11 条 117】</p> <p>このため、火災防護対象機器及び火災防護対象機器の駆動若しくは制御に必要となる火災防護対象ケーブルについて以下に示すいずれかの系統分離対策を講じる設計とする。<sup>⑪c</sup> 【11 条 118】</p> <p>(a) 火災防護対象機器等の系統分離による影響軽減対策</p> <p>中央制御室及び原子炉格納容器を除く火災防護対象機器等は、以下のいずれかの系統分離によって、火災の影響を軽減するための対策を講じる。<sup>⑪c</sup> 【11 条 119】</p> <p>イ. 3 時間以上の耐火能力を有する隔壁等</p> <p>互いに相違する系列の火災防護対象機器等を、火災耐久試験により 3 時間以上の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。<sup>⑪c1, ⑪c2</sup> 【11 条 120】</p> <p>ロ. 6 m 以上離隔、火災感知設備及び自動消火設備</p> <p>互いに相違する系列の火災防護対象機器等を、仮置きするものを含めて可燃性物質のない水平距離 6 m 以上の離隔距離を確保する設計とする。<sup>⑪d</sup></p>	<p>する容器であり、使用済燃料を収納後、内部を乾燥させ、不活性ガスを封入し貯蔵する設計であり、消火用水が放水されても容器内部に浸入することはない。<sup>⑧x3</sup> 【11 条 115】</p> <p>(3) 火災の影響軽減</p> <p>a. 火災の影響軽減対策</p> <p>火災の発生防止、感知及び消火、火災の影響軽減</p> <p>S A : 火災の発生防止、感知及び消火 (以下、影響軽減はすべて同様の差異)</p>	

## D B / S A の対比表 (火災防護設備)

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (D B 第 11 条) 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (S A 第 52 条) 【下線部は、相違箇所】	D B 第 11 条 / S A 第 52 条との対比
<p>【11 条 121】</p> <p><u>火災感知設備は、自動消火設備を作動させるために設置し、自動消火設備の誤作動防止を考慮した感知器の作動により自動消火設備を作動させる設計とする。</u> ⑪e 【11 条 122】</p> <p>ハ、 <u>1 時間耐火隔壁等、火災感知設備及び自動消火設備互いに相違する系列の火災防護対象機器等を、火災耐久試験により 1 時間以上の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。</u> ⑪g1 【11 条 123】</p> <p><u>火災感知設備は、自動消火設備を作動させるために設置し、自動消火設備の誤動作防止を考慮した感知器の作動により自動消火設備を作動させる設計とする。</u> ⑪g2 【11 条 124】</p> <p>(b) 中央制御室の火災の影響軽減対策</p> <p>イ、 <u>中央制御室制御盤内の火災の影響軽減</u></p> <p><u>中央制御室制御盤内の火災防護対象機器等は、以下に示すとおり、実証試験結果に基づく離隔距離等による分離対策、高感度煙感知器の設置による早期の火災感知及び常駐する運転員による早期の消火活動に加え、火災により中央制御室制御盤の 1 つの区画の安全機能が全て喪失しても、他の区画の制御盤は機能が維持されることを確認することにより、原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維持ができるることを確認し、火災の影響軽減のための対策を講じる設計とする。</u> ⑪h1 【11 条 125】</p> <p><u>離隔距離等による分離として、中央制御室の制御盤については区分毎に別々の盤で分離する設計とし、一つの制御盤内に複数の安全区分のケーブルや機器を設置しているものは、区分間に金属製の仕切りを設置する。ケーブルについては当該ケーブルに火災が発生しても延焼せず、また、周囲へ火災の影響を与えない金属外装ケーブル、耐熱ビニル電線、難燃仕様のテフゼル電線及び難燃ケーブルを使用し、離隔距離等により系統分離する設計とする。</u> ⑪i 【11 条 126】</p> <p><u>中央制御室内には、異なる 2 種類の火災感知器を設置する設計とともに、火災発生時には常駐する運転員による早期の消火活動によって、</u></p>		

## D B / S A の対比表 (火災防護設備)

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (D B 第 11 条) 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (S A 第 52 条) 【下線部は、相違箇所】	D B 第 11 条 / S A 第 52 条との対比
<p><u>異区分への影響を軽減する設計とする。これに加えて盤内へ高感度煙感知器を設置する設計とする。</u>⑪j 【11 条 127】</p> <p><u>火災の発生箇所の特定が困難な場合も想定し、サーモグラフィカメラ等、火災の発生箇所を特定できる装置を配備する設計とする。</u>⑪k 【11 条 128】</p> <p>(ロ) 中央制御室床下コンクリートピットの影響軽減対策 <u>中央制御室の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルは、運転員の操作性及び視認性向上を目的として近接して設置することから、中央制御室床下コンクリートピットに敷設する火災防護対象ケーブルについても、互いに相違する系列の 3 時間以上の耐火能力を有する隔壁による分離、又は水平距離を 6m 以上確保することが困難である。このため、中央制御室床下コンクリートピットについては、下記に示す分離対策等を行う設計とする。</u>【11 条 129】</p> <p>(イ) コンクリートピット等による分離 <u>中央制御室床下コンクリートピットは、安全区分ごとに分離されているため、安全区分の異なるケーブルは分離して敷設する設計とし、コンクリートピットは、1 時間の耐火能力を有する構造（原子力発電所の火災防護指針 JEAG4607-2010「解説-4-5」「耐火壁」(2)仕様を引用）とする。</u>【11 条 130】</p> <p>(ロ) 火災感知設備 <u>中央制御室床下コンクリートピット内には、固有の信号を発する異なる 2 種類の火災感知器として、煙感知器と熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。これらの火災感知設備は、アナログ機能を有するものとする。</u> <u>また、火災感知設備は、外部電源喪失時においても火災の感知が可能となるように、非常用電源から受電するとともに、火災受信機盤は中央制御室に設置し常時監視できる設計とする。受信機盤は、作動した火災感知器を 1 つずつ特定できる機能を有する設計とする。</u>【11 条 131】</p> <p>(ハ) 消火設備 <u>中央制御室床下コンクリートピット内には、系統分離の観点から中央制御室からの手動操作により早期の起動も可能なハロゲン化物自動消火設備（局所）を設置する設計とする。</u> <u>この消火設備は、それぞれの安全区分を消火できるものとし、故障警報</u></p>		

## D B ／ S A の対比表 (火災防護設備)

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (D B 第 11 条) 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (S A 第 52 条) 【下線部は、相違箇所】	D B 第 11 条／S A 第 52 条との対比
<p>及び作動前の警報を中央制御室に吹鳴すると共に、時間遅れをもってハロ ンガスを放出する設計とする。また、外部電源喪失時においても消火が可 能となるように、非常用電源から受電する。<u>⑪h2</u> 【11 条 132】</p> <p>(c) 原子炉格納容器内の火災の影響軽減対策 原子炉格納容器内は、プラント運転中は窒素が封入され、火災の発生は 想定されない。窒素が封入されていない期間のほとんどは原子炉が低温停 止期間であるが、わずかに低温停止に到達していない期間もあることを踏 まえ、以下の火災の影響軽減対策を講じる。<u>⑪o1</u> 【11 条 133】</p> <p>なお、原子炉格納容器内への持込み可燃物は、持込み期間、可燃物量等 を管理する。<u>⑪o2</u> 【11 条 134】</p> <p>イ. 原子炉格納容器内の火災防護対象機器等の系統分離は以下のとおり 対策を行う。<u>⑪o3</u> 【11 条 135】</p> <p>(イ) 火災防護対象機器等は、金属製の電線管の使用等により火災の影響 軽減対策を行う設計とする。<u>⑪o4</u> 【11 条 136】</p> <p>(ロ) 火災防護対象機器等は、原子炉格納容器内の火災防護対象機器及び 火災防護対象ケーブルは、系統分離の観点から安全区分Ⅰと安全区分Ⅱ機 器を可能な限り離隔して配置し、異なる安全区分の機器間にある介在物(ケ ーブル、電磁弁)については、金属製の筐体に収納することや本体が金属製 であることで延焼防止対策を行う設計とする。<u>⑪o5</u> 【11 条 137】</p> <p>(ハ) 原子炉格納容器内の火災防護対象ケーブルは、可能な限り位置的分 散を図る設計とする。<u>⑪o6</u> 【11 条 138】</p> <p>(ニ) 原子炉圧力容器下部においては、火災防護対象機器である起動領域 モニタの核計装ケーブルを露出して敷設するが、火災の影響軽減の観点か ら、起動領域モニタはチャンネル毎に位置的分散を図って設置する設計と する。<u>⑪l</u> 【11条139】</p> <p>ロ. 火災感知設備については、アナログ式の異なる 2 種類の火災感知器 (煙感知器及び熱感知器)を設置する設計とする。<u>⑪p</u> 【11 条 140】</p>		

## D B / S A の対比表 (火災防護設備)

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (D B 第 11 条) 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (S A 第 52 条) 【下線部は、相違箇所】	D B 第 11 条 / S A 第 52 条との対比
<p>ハ. 原子炉格納容器内の消火については、消火器を使用する設計とする。 また、消火栓を用いた消火ができる設計とする。</p> <p>なお、原子炉格納容器内点検終了後から窒素置換完了までの間で原子炉格納容器内の火災が発生した場合には、火災による延焼防止の観点から窒素封入作業の継続による窒息消火又は窒素封入作業を中止し、早期の消防活動を実施する。⑪m 【11条141】</p> <p>(d) 換気設備に対する火災の影響軽減対策</p> <p>火災防護上重要な機器等を設置する火災区域に設置する換気設備には、他の火災区域又は火災区画からの境界となる箇所に 3 時間耐火性能を有する防火ダンバを設置する設計とする。⑪q1 【11 条 142】</p> <p>換気設備のフィルタは、チャコールフィルタを除き難燃性のものを使用する設計とする。⑪q2 【11 条 143】</p> <p>(e) 火災発生時の煙に対する火災の影響軽減対策</p> <p>通常運転員が常駐する火災区域は中央制御室のみであるが、中央制御室の火災発生時の煙を排気するため、建築基準法に準拠した容量の排煙設備を配備する設計とする。⑪r 【11 条 144】</p> <p>火災防護上重要な機器等を設置する火災区域のうち、電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域又は火災区画については、ハロゲン化物自動消火設備（全域）又は、二酸化炭素自動消火設備（全域）による早期に消火により火災発生時の煙の発生が抑制されることから、煙の排気は不要である。⑪s 【11 条 145】</p> <p>(f) 油タンクに対する火災の影響軽減対策</p> <p>火災区域又は火災区画に設置される油タンクは、換気空調設備による排気、又はベント管により屋外に排気する設計とする。⑪t 【11 条 146】</p> <p>b. 原子炉の安全確保</p> <p>(a) 原子炉の安全停止対策</p> <p>イ. 火災区域又は火災区画に設置される全機器の動的機能喪失を想定した設計</p> <p>想定される発電用原子炉施設内の火災によって、安全保護系及び原子炉</p>		

## D B / S A の対比表 (火災防護設備)

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (D B 第 11 条) 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (S A 第 52 条) 【下線部は、相違箇所】	D B 第 11 条 / S A 第 52 条との対比
<p>停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止及び低温停止が達成できる設計とする。<sup>⑪u1</sup> 【11 条 147】</p> <p>(ロ) 設計基準事故等に対処するための機器に单一故障を想定した設計 発電用原子炉施設内の火災によって運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した場合に、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するための機器に单一故障を想定しても、多重性をもったそれぞれの系統が同時に機能を喪失することなく、原子炉の高温停止、低温停止を達成することが可能である設計とする。<sup>⑪u2</sup> 【11 条 148】</p> <p>(b) 火災の影響評価 イ. 火災区域又は火災区画に設置される全機器の動的機能喪失を想定した設計に対する評価 設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に想定される発電用原子炉施設内の火災によって、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持できることを、以下に示す火災影響評価により確認する。<sup>⑪u1</sup> 【11 条 149】</p> <p>(イ) 隣接する火災区域（区画）に影響を与えない場合 当該火災区域に設置される全機器の機能喪失を想定しても、原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維持が可能であることを確認する。<sup>⑪u3</sup> 【11 条 150】</p> <p>(ロ) 隣接する火災区域（区画）に影響を与える場合 当該火災区域と隣接火災区域の2 区画内の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの有無の組み合わせに応じて、火災区域内に設置される全機器の機能喪失を想定しても、原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維持が可能であることを確認する。<sup>⑪u4</sup> 【11 条 151】</p> <p>(ロ) 設計基準事故等に対処するための機器に单一故障を想定した設計に対する評価</p>		

## D B ／ S A の対比表 (火災防護設備)

東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (D B 第 11 条) 【下線部は、相違箇所】	東二工事計画認可申請書 基本設計方針 (S A 第 52 条) 【下線部は、相違箇所】	D B 第 11 条／S A 第 52 条との対比
<p><u>内部火災により、原子炉に外乱が及ぶ可能性、又は安全保護系、原子炉停止系の作動が要求される事象が発生する可能性があるため、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するための機器に单一故障を想定しても、以下の状況を考慮し、多重性をもったそれぞれの系統が同時に機能を喪失することなく、原子炉の高温停止、低温停止を達成することが可能であることを火災影響評価により確認する。⑩u2 【11条 152】</u></p> <p>(4) 設備の共用 火災感知設備の一部は、共用する火災区域に設け、中央制御室での監視を可能とすることで、共用により発電用原子炉の安全性を損なわない設計とする。【11条 153】</p> <p>消火設備の一部は、共用する火災区域に対し必要な容量の消火水等を供給できるものとし、消火設備の故障警報を中央制御室に吹鳴することで、共用により発電用原子炉の安全性を損なわない設計とする。【11条 154】</p> <p>火災区域構造物の一部は、共用する火災区域を設定するために必要な構造物により構成し、共用により発電用原子炉の安全性を損なわない設計とする。【11条 155】</p> <p>2. 主要対象設備 火災防護設備の対象となる主要な設備について、「表 1 火災防護設備の主要設備リスト」に示す。【11条 156】</p>	<p>火災感知設備の一部は、共用する火災区域に設け、中央制御室での監視を可能とすることで、共用により発電用原子炉の安全性を損なわない設計とする。【52条 76】</p> <p>消火設備の一部は、共用する火災区域に対し必要な容量の消火水等を供給できるものとし、消火設備の故障警報を中央制御室に吹鳴することで、共用により発電用原子炉の安全性を損なわない設計とする。【52条 77】</p> <p>火災区域構造物の一部は、共用する火災区域を設定するために必要な構造物により構成し、共用により発電用原子炉の安全性を損なわない設計とする。【52条 78】</p> <p>2. 主要対象設備 火災防護設備の対象となる主要な設備について、「表 1 火災防護設備の主要設備リスト」に示す。【52条 79】</p>	<p>火災感知設備の一部の内訳 DB : 固体廃棄物作業建屋（東海、東海第二発電所共用）、固体廃棄物貯蔵庫A棟（東海、東海第二発電所共用）、固体廃棄物貯蔵庫B棟（東海、東海第二発電所共用）、廃棄物処理建屋（東海、東海第二発電所共用）に設置する火災感知設備 SA : 緊急時対策所建屋（K-1, K-2, K-3, K-4）（東海、東海第二発電所共用）に設置する火災感知設備</p> <p>消火設備の一部の内訳 DB : 固体廃棄物作業建屋（東海、東海第二発電所共用）、固体廃棄物貯蔵庫A棟（東海、東海第二発電所共用）、固体廃棄物貯蔵庫B棟（東海、東海第二発電所共用）、廃棄物処理建屋（東海、東海第二発電所共用）に設置する消火設備 SA : 緊急時対策所建屋（K-1, K-2, K-3, K-4）（東海、東海第二発電所共用）に設置する消火設備</p> <p>火災区域構造物の一部の内訳 DB : 固体廃棄物作業建屋（東海、東海第二発電所共用）、固体廃棄物貯蔵庫A棟（東海、東海第二発電所共用）、固体廃棄物貯蔵庫B棟（東海、東海第二発電所共用）の火災区域構造物 SA : 緊急時対策所建屋（K-1, K-2, K-3, K-4）（東海、東海第二発電所共用）の火災区域構造物</p>